

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (052-363-5840) (月～金曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 福谷 由美

ご不明な点は何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 あらこ
所在地	名古屋市市中川区荒子町大門西45番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (名古屋市 第 2371005097 号)
サービスを提供する 実施地域	中川区・中村区・港区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月～金曜日 9:00～18:00

※ (12月31日～1月4日は休業)

(4) 事業計画および財務内容について

事業計画および財務内容については、利用者およびその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込からサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービスの提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、等事業所からサービス提供書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料) ※制度改正によって変更される場合がございます。

(ア) 介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 12,000円 要介護3・4・5 15,591円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 6, 0 1 1 円 要介護 3・4・5 7, 7 7 9 円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上の場合

要介護 1・2 3, 6 0 2 円 要介護 3・4・5 4, 6 6 3 円

(エ) 加算を算定した場合

初期加算 1 ヶ月につき 3, 3 1 5 円

退院・退所加算 1 回につき 4, 9 7 2 円

入院時情報連携加算 (I) 1 ヶ月につき 2, 7 6 2 円

入院時情報連携加算 (II) 1 ヶ月につき 2, 2 5 0 円

特定事業所加算 (I) 1 ヶ月につき 5, 7 3 4 円

特定事業所加算 (II) 1 ヶ月につき 4, 6 5 2 円

特定事業所加算 (III) 1 ヶ月につき 3, 5 6 9 円

(オ) 介護支援専門員処遇改善加算 基本報酬の 2.1% (国の基準による)

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域の方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

6. 当法人の概要

法人種別・名称	医療法人 安藤医院
設立	平成 31 年 4 月
所在地	名古屋市 中川区 荒子町 大門西 47 番地
電話	0 5 2 - 3 6 1 - 5 8 6 3
理事長	森川 史郎
事業所名	もりかわクリニック 居宅介護支援事業所あらこ 荒子デイサービスやっとかめ グループホーム荒子の郷・デイサービス荒子の郷

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とされないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

当社に関すること居宅サービス計画作成の手順 サービスのないようにに関して大切な説明を行います

居宅サービス計画等に関する契約締結

※利用者は区役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます（提出代行可能）

ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います（サービス担当者会議の実施）

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

◆サービス利用◆

利用者やご家族と毎月連絡を取り、サービス実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います

毎月給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

利用者の状況について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います

個人情報保護に関しては契約書に記載

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	名古屋市中川区荒子町大門西45番地
	名 称	居宅介護支援事業所 あらこ
	管理者	福谷 由美

説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

TEL

(家族・代理人)

住所

氏名

本人との関係 ()

TEL